

近畿税理士会天王寺支部懇談会

日 時：令和6年1月10日(水) 10:00～11:30
場 所：天王寺納税協会 3階会議室

1

支部長あいさつ

税務署長あいさつ

2

支部提案議題

1 新年研修会について

2 令和5年分所得税確定申告期における税務相談について

3 その他

3

天王寺税務署からの連絡事項(総務課)

1 中学の「税についての作文」及び「税に関する高校生の作文」表彰式について(別添1)

昨年12月14日(木)に天王寺区役所講堂において税の作文表彰式を実施しました。
中学生は、区内にある9校全校から1,628編の応募をいただき、高校生は、11校から1,122編の応募をいただきました。

税の作文については、租税教室とともに、租税教育の有効なアプローチと考えており今後とも引き続き積極的に取り組んでまいりますので、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

2 申告書等の控えへの收受日付印の押なつ見直しについて(別添2)

令和7年1月から、申告書等への控えへの收受日付印の押なつを行わないこととしています。

書面提出された申告書等の控えの返送時、チラシ等を同封するなど、納税者の皆さんへの周知・広報を充実させてまいります。

4

天王寺税務署からの連絡事項(管理運営部門)

キャッシュレス納付の利用拡大について

国税の納付は、金融機関や税務署の窓口へ行く必要のない
非対面のキャッシュレス納付が大変便利です。是非ご利用ください!!

○ダイレクト納付

- ・ e-Taxにより申告書を提出した後、事前に指定した納税者ご自身名義の預貯金口座から、即時又は納付日を指定して、口座引落しにより国税を納付することが可能です。
- ・ 複数の預貯金口座をご利用いただけるほか、予納も利用することが可能です。
- ・ 個人の方については、金融機関届出印の押印なしに、オンラインでダイレクト納付利用届出書を提出することが可能です。
- ・ 地方税についても、地方税共通納税システムによるダイレクト納付が可能ですので、特に、毎月納期が訪れる個人住民税(特別徴収分)など、国税と併せてご利用をお願いします。

【参考】ダイレクト納付の利便性の向上(令和5年度税制改正)について

- ・ 令和6年4月以降、電子申告(期限内申告に限る。)と併せてダイレクト納付を行う意思表示を行うこと(税額が1億円以下(注)の場合に限る。)で、各申告手続の法定納期限に自動的に口座引落しをすることが可能となります。
- ・ 当該手続が法定納期限に行われた場合は、その翌日に自動的に口座引き落としを行うこととするとともに、その納付については期限内の収納として取り扱う規定を設けます。(注)経過措置が設けられる予定

5

天王寺税務署からの連絡事項(管理運営部門)

○振替納税

- ・ 納税者本人名義の預貯金口座から、口座引落しにより国税を納付することが可能です。
- ・ 申告所得税や個人事業者の消費税の確定申告書を提出する必要がある方に便利な納付方法です。
- ・ 金融機関届出印の押印なしに、オンラインで振替依頼書が提出可能です。
- ・ 申告所得税のみ振替納税を利用されている方が、消費税の振替納税を利用する場合は、納期限までに、新たに消費税の振替依頼書の提出が必要です。

○インターネットバンキング

- ・ 事前にe-Taxの利用開始手続を行うことで、インターネットバンキングにより国税を電子納付することが可能です。
- ・ インターネットバンキングによる電子納税のご利用に当たって、電子証明書は不要です。

○クレジットカード納付

- ・ 事前の手続なしで、パソコンやスマートフォンから国税の納付手続が可能です。
- ・ 納付税額に応じた決済手数料がかかるものの、24時間利用できますので、時間を気にせず、納付手続が行えます。

6

天王寺税務署からの連絡事項(管理運営部門)

○ スマホアプリ納付

- ・ 事前の手続なしで、スマートフォンから国税の納付手続が可能です。
- ・ 時間を気にせず、納付手続が行えます。
- ・ 決済手数料はかかりません。
- ・ 納付しようとする金額が30万円以下の場合に利用することができます。
※ 利用するPay払いで設定された上限金額により、利用可能な金額が制限される場合があります。

【参考】納付書の事前送付に関するお知らせ

国税庁では、キャッシュレス納付の利用拡大に取り組んでおり、また、行政コストを縮減する観点から、次の方に対し、令和6年5月以降に送付する分からは、納付書の事前の送付を取りやめることとしております。

※ QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

事前送付を行わないこととなる方

- ① e-Taxにより申告書を提出されている法人の方
- ② e-Taxによる申告書の提出が義務化されている法人の方
- ③ e-Taxで「予定納税額の通知書」の通知を希望された個人の方
- ④ 「納付書」を使用しない次の手段により納付されている法人・個人の方
ダイレクト納付(e-Taxによる口座振替)・振替納税・インターネットバンキング等による納付・クレジットカード納付・スマホアプリ納付・コンビニ納付(QRコード)

(注) 1 現在、e-Taxを利用されず、税務署から送付された納付書で納付されている方など納付書が必要とされる方に対しては、引き続き、納付書を送付する予定としております。
2 源泉所得税の徴収高計算書や、消費税の中間申告書兼納付書については、引き続き送付する予定ですが、電子申告及びキャッシュレス納付を是非ご利用ください。

7

天王寺税務署からの連絡事項(管理運営部門)

PDFファイルによる電子納税証明書について

**パソコン、スマートフォン及びタブレット端末からe-Taxを使って、
納税証明書の交付請求から受取まで簡単な操作でできますので、是非ご利用ください!!!**

○ 特徴及び利便性

- ・ e-Taxソフト(WEB版)及びJe-Taxソフト(SP版)から電子署名を付与した納税証明書交付請求書を提出し、手数料をインターネットバンキングやATMで納付することで、**税務署へ出向くことなく電子納税証明書(PDFファイル)を受領できます。**
- ・ 受領した電子納税証明書(PDFファイル)(※)は、**自宅やコンビニで印刷可能な上、何枚でも印刷してお使いいただけますので**、複数枚を提出する場合等、非常に便利です。
※ 電子納税証明書(PDFファイル)をダウンロードできる期間は、メッセージボックスに発行受付結果(電子納税証明書の発行準備が整った旨の通知)が配信されてから90日間です。
- ・ 手数料が書面による請求に比べ安価(通常400円⇒370円)です。

【スマートフォン及びタブレット端末による電子納税証明書等の申請について】

- ・ 電子納税証明書(PDF形式)の交付請求から受取まで、スマートフォン及びタブレット端末を使用して申請ができます。
- ・ スマートフォン及びタブレット端末を使用した電子納税証明書(PDF形式)の交付請求には、納税者本人(法人の場合は代表者本人)のマイナンバーカードが必要です。
なお、交付請求は、本人(法人の場合は代表者本人)のみ行うことができます。

◀ 請求から受取まで簡単な3ステップで手続完了 ▶

- ① e-Taxホームページからログイン、「納税証明書の交付請求(電子交付用)」を選択
- ② 納税証明書の請求データを作成、マイナンバーカードを読み込んで電子署名を付与し、請求データを送信
- ③ メッセージボックスに手数料の案内が格納されるため、インターネットバンキングで手数料を納付後、納税証明書データをダウンロード

8

天王寺税務署からの連絡事項(管理運営部門)

期限内納付について

振替納税手続きにより申告後の納付手続きが不要!
「予納制度」の利用により、確定申告で一時に納付する負担を軽減!!

○ 期限内納付

期限内納付に向けて、納期限の周知及び期限内納付指導をお願いします。

【令和5年分確定申告の納期限】

- ① 所得税及び復興特別所得税・・・・・・・・・・ 令和6年3月15日(金)
- ② 消費税及び地方消費税(個人事業者)・・・・・・ 令和6年4月1日(月)

○ 振替納税

振替日の周知及び期限内納付指導をお願いします。

【令和5年分確定申告の振替日】

- ① 所得税及び復興特別所得税・・・・・・・・・・ 令和6年4月23日(火)
- ② 消費税及び地方消費税(個人事業者)・・・・・・ 令和6年4月30日(火)

【利用可能税目】

- ・ 所得税及び復興特別所得税
期限内に申告された確定申告(3期)分、延納分及び予定納税(1期、2期)分
- ・ 消費税及び地方消費税(個人事業者)
期限内に申告された確定申告分及び中間申告分

9

天王寺税務署からの連絡事項(管理運営部門)

還付金の受取について

国税還付金の受取は、口座振込をご利用ください!!

○ 還付される税金の振込先の記載

- ・ 還付金の振込先は、申告書(本人)名義の口座に限ります。
- ・ 申告書には申告者のフリガナ及び振込先を確実に記載してください。
- ・ 申告書記載の氏名と口座名義が異なる場合は、振込不能となり、還付金の受取が遅くなる場合があります(口座名義に店名、事務所名などの名称(屋号)が含まれる、又は婚姻等により姓が変わった場合はご注意ください。)
- ・ 納税管理人が指定されている場合、納税管理人の口座を記載してください。

<銀行・信用金庫等の口座への振込みの場合>
(所得税確定申告書の場合)

<ゆうちょ銀行(郵便局)の貯金口座への振込みの場合>
(所得税確定申告書の場合)

銀行名、支店名は縦書き等による名称実質に注意して記入してください。

通帳 番号	0000	種別 普通	△△△△	支店 番号	△△△△
振込 先名義	※記載不要	預金 種別	○	品名	納付金
口座 番号	1 2 3 4 5 6 7				

該当欄に○印を記入してください。
(振込口座は「普通」)

貯金口座の「記号」「番号」を正確等で確認して記入してください。

記号	※記載不要	銀行 種別	※記載不要	支店 番号	※記載不要
番号	※記載不要	預金 種別	○	品名	納付金
	1 2 3 4 0 - 1				2 3 4 5 6 7 1

記号(5桁) 番号(2~8桁)

○ 還付処理の目安

- ・ 国税還付金の受取につきましては、申告書を提出されてから、1か月半程度かかる場合があります。
- ・ 自宅等からe-Taxを利用して提出された還付申告(来署によるe-Tax還付申告を除く。)は、3週間程度での還付を目指し、書面申告と比べて早期処理を行っています。

10

天王寺税務署からの連絡事項(管理運営部門)

公金受取口座の登録・利用について

○ 公金受取口座の記載

- 公金受取口座へ登録する口座は、**申告書(本人)名義の口座に限り**ます。
- 「還付される税金の受取場所」に記載する預貯金口座を公金受取口座として登録する場合には、「公金受取口座登録の同意」欄に「○」を記入してください。
- 公金受取口座への振込みを希望(既に公金受取口座の登録がお済の方に限り)する場合は、「公金受取口座の利用」欄に「○」を記入してください。
なお、この場合には、「還付される税金の受取場所」に銀行名等を記載する必要はありません。
- 公金受取口座の利用に「○」があり、「還付される税金の受取場所」にも記載がある場合は、記載された振込先に還付金が振り込まれます。
- 納税管理人を指定している場合は、その納税管理人名義の預貯金口座が還付金の振込先となり、納税管理人名義の口座を公金受取口座として登録・利用はできません。

<公金受取口座の登録の場合> (所得税確定申告書の場合)

還付される税金の場所	0000	銀行名等	△△△△△	本番・支店 出納所 本庁・支所
郵便局名等	※記載不要			
口座番号	1 2 3 4 5 6 7	預金種類	普通	当座
公金受取口座登録の同意	<input type="radio"/>	公金受取口座の利用	<input type="radio"/>	

「公金受取口座の登録の同意」欄に○印を記入してください。

<公金受取口座の利用の場合> (所得税確定申告書の場合)

還付される税金の場所	※記載不要	銀行名等	※記載不要	本番・支店 出納所 本庁・支所
郵便局名等	※記載不要			
口座番号	※記載不要	預金種類	普通	当座
公金受取口座登録の同意	<input type="radio"/>	公金受取口座の利用	<input type="radio"/>	

「公金受取口座の利用」欄に○印を記入し、銀行名等を記載してください。

(注) インターネット専用銀行は、特定の銀行を除き振込みができませんので、お取引先の銀行へお問い合わせください。

天王寺税務署からの連絡事項(管理運営部門)

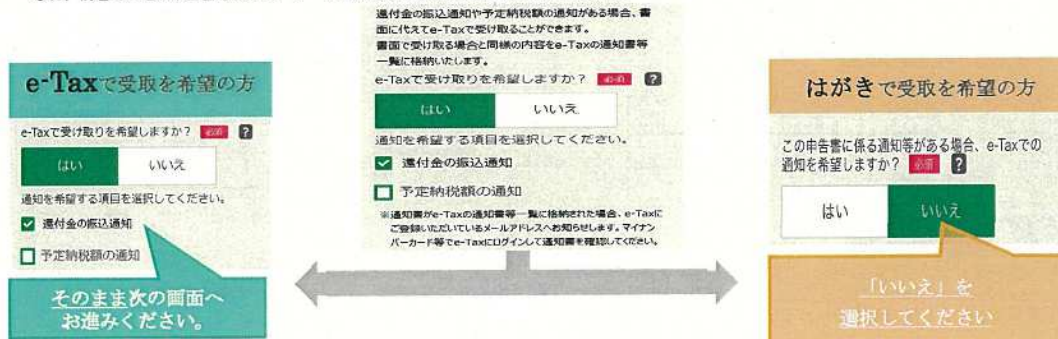
国税還付金の振込に係る電子通知について

○ 国税還付金の振込に係る電子通知の利用拡大

令和5年6月より運用を開始した還付金の振込に係る電子通知について、納税者の利便性の向上及び事務の効率化につながるよう更なる利用拡大を図る目的から、次の取組を実施しています。

<令和5年分確定申告書等作成コーナーにおける対応>

令和6年1月4日以降、確定申告書等作成コーナー(マイナンバーカード方式)で還付申告等を作成する場合、「通知方法の選択」画面において、電子通知希望が「はい」、通知種類が「還付金振込通知」に初期設定
なお、税理士が確定申告書等作成コーナーを利用して代理送信を行う場合も同様の設定



天王寺税務署からの連絡事項(管理運営部門)

所得税及び復興特別所得税確定申告書等用紙の送付等について

○ 送付対象者等

継続申告見込者に対して、前年の申告方法に応じて次のとおり、所得税及び復興特別所得税確定申告書等用紙を送付します。
 なお、継続申告見込者とは、事業・農業・不動産所得があり、青色申告決算書・収支内訳書の作成が必要な方、予定納税や公的年金等所得のある方のほか、消費税の課税事業者の方などを言います。

令和4年分申告方法	令和5年分送付状況等	プレプリント申告書等送付	お知らせはがき、お知らせ通知書の送付	「申告のお知らせ」のメッセージボックスへの格納
e-Tax (マイナンバーカード方式・本人署名)		×	×	○
e-Tax (ID・PW方式 (作中)PC、スマホ利用含む)		×	○	○
税理士による代理送信		×	×	○
協議派遣方式による代理送信		×	○	○
地区相談会場等の代理送信		×	○	○
書面	税理士関与	×	×	×
	プレプリント申告書を使用せず、会計ソフト等で書面申告	×	○ (注1)	×
	納税協会等の相談機関利用者 (注2)	×	○ (注1)	×
	庁HP作成コーナー (スマホ利用含む)	×	○ (注1)	×
	新規に青色申告となった者	×	○	×
	その他 (自主作成等)	○	×	×

(注) 1 利用者識別番号がなく、お知らせはがきに青白情報のみを表示している者は、送付しない。
 2 納税協会等の相談機関とは、納税協会、商工会・商工会議所、地区相談会場、地方公共団体、農協・漁協である。

13

天王寺税務署からの連絡事項(管理運営部門)

○ 送付等時期

送付用紙の種類	郵便局持込日
① メッセージボックスへの連絡	1月中旬～1月下旬 (前年1月20日 (金))
② 確定申告のお知らせはがき (来署以外用)	令和6年1月18日 (木)
③ 確定申告のお知らせはがき (来署用)	令和6年1月29日 (月)
④ 確定申告のお知らせ通知書	令和6年1月24日 (水)
⑤ 確定申告書プレプリント用紙	令和6年1月18日 (木)

【参考】 予定納税額等の確認方法

- ① 「通知書」等からの確認
 納税者には、「予定納税額通知書」や「消費税等中間申告書」を送付させていただいておりますので、その通知書等から予定納税額等を確認してください。
- ② 「申告のお知らせ」からの確認
 税理士の方の電子証明書を添付した「電子申告・納税等開始届出書」を代理送信により提出していただいた場合、納税者のメッセージボックスに「申告のお知らせ」が格納されます。
 なお、メッセージボックスに格納された「申告のお知らせ」には、申告書作成時に必要な予定納税額等が表示されておりますので、確認してください。

【留意事項】 「申告のお知らせ」の転送設定

平成31年1月以降、e-Taxのメッセージボックスのセキュリティを強化し、納税者がメッセージボックスに格納された個人情報を読覧するためには、本人の電子証明書が必要となります。
 このため、電子証明書を保有しない納税者は、「申告のお知らせ」が閲覧できなくなりますが、委任関係のある税理士のメッセージボックスに「申告のお知らせ」を転送することで、税理士の方が確認できます。

14

天王寺税務署からの連絡事項(管理運営部門)

納付書の送付について

納付書については、原則として、継続申告見込者のうち、①振替納税又はダイレクト納付を利用されている方、②前年に還付申告をされた方、③前年分の申告納税額が0円かつ、前々年の申告納税額が0円又は還付申告の方を除き、送付します。
また、申告書の提出後に、別途、税務署から納付書の送付や納税通知書等のお知らせはありませんのでご注意ください。

【納付書の送付方法】

送付区分	納付書送付方法
① メッセージボックスへの連絡	納付書のみ単独で送付 2月8日(木) (郵便局持込み)
② 確定申告のお知らせはがき	送付なし
③ 確定申告のお知らせ通知書	お知らせ通知書に同封して送付
④ 確定申告書のプレプリント用紙	確定申告書用紙に同封して送付

振替納税のお知らせはがきの送付等について

○ e-Taxにより申告された方

関与先又は税理士の方からe-Taxにより申告された場合には、「振替納税のお知らせ」を4月中にメッセージボックスへ格納します(例年格納日 4月10日前後)。

○ e-Tax以外の方で申告された方

e-Tax以外の方で申告された方で、次のイ、ロに該当する場合には、4月中に「振替納税のお知らせ」はがきを送付します(例年郵便局持込日 4月中旬)。

イ 振替納税を利用される税目が申告所得税及び復興特別所得税

① 新規の振替利用の方

② 直前の振替納付日に引落しできなかった方

(注) 申告所得税及び復興特別所得税と併せて消費税及び地方消費税についても振替納税を利用される方に対しては、上記の対象者にかかわらず、送付します。

ロ 振替納税を利用される税目が消費税及び地方消費税
利用される方全員

なお、上記に該当しない方には、「振替納税のお知らせ」が送付されませんので、振替期日の周知等の期限内納付指導をお願いします。

15

天王寺税務署からの連絡事項(管理運営部門)

給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表の提出について

○ 提出期限

- ・ 令和5年分給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表の提出期限・・・令和6年1月31日(水)
- ・ 提出すべき法定調書がない場合には、合計表の「(摘要)」欄に「該当なし」と記入して提出願います。

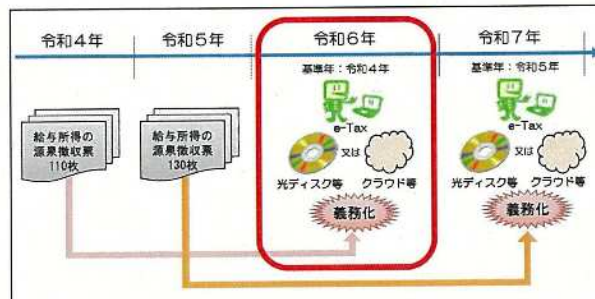
e-Tax、光ディスク等又はクラウド等による提出義務基準について

○ 制度の概要

法定調書の種類ごとに、前々年の提出すべきであった当該法定調書の枚数が100枚以上である法定調書については、e-Tax、光ディスク等又はクラウド等(以下「e-Tax等」といいます。)による提出が必要となります。

例えば、令和4年に提出した「給与所得の源泉徴収票」の枚数が「100枚以上」であった場合には、令和6年に提出する「給与所得の源泉徴収票」は、e-Tax等により提出する必要があります。

なお、提出義務の判定は法定調書の種類ごとに行いますのでご注意ください。



16

天王寺税務署からの連絡事項(徴収部門)

1 期限内納付のお願い(別添3)

個人・法人に関わらず、特に消費税の期限内納付のための納税資金の確保につきまして、引き続きのご指導をお願いいたします。

「納税は期限内に」の資料にもありますように、ダイレクト納付など便利な納税方法もありますので、未利用の方につきましては、ご検討・ご指導をよろしくお願いいたします。

インボイス制度が開始され、初めて消費税を申告される方もおられるかと思っておりますので、納付資金の確保のご指導をよろしくお願いいたします。

天王寺税務署からの連絡事項(徴収部門)

2 国税の納付が困難な場合の猶予制度(別添4)

国税の納付が納期限までに困難な方、既に猶予制度を利用しているが、分割納付期限までに納税が困難な方は、早めに徴収部門納付相談を行うようご指導をお願いいたします。

具体的には、換価の猶予申請書を提出していただくこととなりますが、延滞税も軽減されますので、ご活用願います。

新型コロナウイルス感染症の影響の有無に関わらず、柔軟に対応することとなっておりますので、関与先からご相談があった際には、ご指導をお願いいたします。

天王寺税務署からの連絡事項(個人課税部門)

1 申告書の早期提出及びe-Taxによる提出

所得税、消費税及び贈与税の確定申告書の提出につきましては、例年、申告期限の最終週に集中し、提出窓口も非常に混雑いたします。

確定申告書のご提出につきましては、是非ともe-Taxでの早期提出にご協力をお願いします。

また、別送書類につきましても、郵送による早期提出をお願いします。

19

天王寺税務署からの連絡事項(個人課税部門)

1 令和5年分確定申告期における申告書作成会場等

令和5年分の確定申告期における閉庁日対応ですが、令和6年2月25日(日)に実施いたします。

実施日が昨年までの2日から1日へ変更となりますので、ご理解とご協力よろしくお願いします。

なお、確定申告電話相談センターにつきましては、令和6年2月18日(日)と2月25日(日)の2回開設となります。

20

天王寺税務署からの連絡事項(個人課税部門)

2 令和5年分確定申告期の確定申告会場

令和5年分確定申告期の確定申告会場は、2月16日から3月15日までの間、天王寺税務署内に開設いたします。

新型コロナウイルス感染症が、2類から5類に移行したことを受けまして、昨年実施いたしました年金所得者等を対象とした確定申告期前の来場案内につきましては本年は実施いたしません。

なお、会場内への入場には、引き続き「入場整理券方式」とさせていただきます、その運用は2月7日から開始いたしますが、LINEによる入場整理券のオンライン事前発行につきましては、2月16日相談分から開始する予定となっております

21

天王寺税務署からの連絡事項(個人課税部門)

3 ご自宅等からのe-Taxのご案内(別添5・6)

スマートフォンを利用した申告につきましては、専用画面で見やすく操作できるほか、カメラ機能を利用した給与所得の源泉徴収票読み取り機能など、便利なものとなっております。

自宅等からお持ちのスマートフォンをご利用いただき、申告書等を作成、送信いただくことで、混雑した会場で長時間お待ちいただくこともなくなります。

関与先の従業員やその御家族で確定申告が必要な方がおられましたら、是非ともお勧めいただきますようお願いいたします。

22

天王寺税務署からの連絡事項(個人課税部門)

3 ご自宅等からのe-Taxのご案内

令和6年1月以降の対象はこちら！

収入関係

NEW 給与所得の源泉徴収票
公的年金等の源泉徴収票
株式の特定口座



控除関係

医療費・ふるさと納税
生命保険・地震保険
社会保険(国民年金保険料、**NEW**国民年金基金掛金)
NEW iDeCo **NEW** 小規模企業共済掛金
住宅ローン控除関係

※1 「給与所得の源泉徴収票」の情報が自動入力の対象となるためには、お勤め先が税務署にe-Taxで給与所得の源泉徴収票を提出している必要があります。

※2 マイナポータル連携により控除証明書等のデータを取得するには、控除証明書の発行主体が、マイナポータル連携に対応している必要があります。

23

天王寺税務署からの連絡事項(個人課税部門)

4 法定調書のe-Taxでの提出のお願い

法定調書について、e-Taxによる提出をお願いします。

特に、給与の源泉徴収票につきましては、e-Taxにより提出いただくことで、マイナポータルと連携し、自動入力が可能となりますので、関与先従業員の方の申告の際に非常に便利です。積極的に周知をよろしくお願いします。

24

天王寺税務署からの連絡事項(個人課税部門)

5 登記事項証明書の添付省略について(別添7・8)

住宅ローン控除等の適用の際、確定申告書に登記事項証明書を添付が必要ですが、デジタル手続法では、不動産番号等の提供により、登記事項証明書の添付を要しないこととされています。

令和5年分の確定申告におきましても、計算明細書等に不動産番号の記載をしていただくか、不動産番号等の記載がある「登記事項証明書の写し」や「登記完了証の写し」、「登記識別情報通知の写し」を提出すれば、不動産登記事項証明書の添付を省略することが可能です。

25

天王寺税務署からの連絡事項(個人課税部門)

6 国外財産調書及び財産債務調書の提出について(別添9・10)

国外財産調書については、居住者(非永住者を除く)の方で、その年の12月31日において、その価額の合計額が5,000万円を超える国外財産を有する方は、必要な事項を記載して、翌年の6月30日までに、住所地等の所轄税務署に提出いただくこととなります。

財産債務調書については、その年分の退職所得を除く各種所得の金額の合計額が2,000万円を超え、かつ、その年の12月31日において、その合計額が3億円以上の財産又は1億円以上の国外転出特例対象財産(例:有価証券、未決済信用取引)を有する方に加え、その年の12月31日において合計額が10億円以上の財産を有する方についても、必要な事項を記載して、翌年の6月30日までに、所得税の納税地の所轄税務署に提出いただくこととなります。

26

天王寺税務署からの連絡事項(個人課税部門)

6 国外財産調書及び財産債務調書の提出について

国外財産調書及び財産債務調書ともに、提出期限が翌年の3月15日から6月30日と後倒しされており、財産債務調書については提出義務者が拡大されております。

また、財産債務調書では、併せて、記載を簡略化できる範囲も拡充され、家庭用動産などは100万円未満から300万円未満となり、新たに預貯金についても記載を一部省略できるようになっております。

なお、記載不備だった場合、連絡させていただくことがありますので、記載要領をよく確認の上、提出いただきますよう、よろしくお願い致します。

27

天王寺税務署からの連絡事項(個人課税部門)

《資産課税関係》

7 相続税申告のe-Tax利用の推進について

相続税につきましても積極的なe-Taxの利用をお願いします。

e-Taxによる相続税申告には、メリットが3点ございます。(別添11)

- 1 添付書類はイメージデータ(PDF形式)で送信可能
- 2 データ管理・ペーパーレス化が可能
- 3 財産取得者の利用者識別番号のみで申告

なお、イメージデータでの送信に関しましては、「添付書類の削減」「イメージデータ送信容量の拡大」など、先生方の利便性向上のため、対応策を実施しておりますので、ご協力をお願いします。

29

天王寺税務署からの連絡事項(個人課税部門)

8 相続税e-Taxに関するリーフレット専用ページの開設について

「国税庁ホームページ」に、相続税e-Taxに関するリーフレット等を集約したページを新たに開設しました。

なお、このページには、これまで国税庁で実施した利便性向上策のほか、税理士の皆様が代理送信する場合のQ&Aや、イメージデータで提出可能な添付書類などについて掲載しています。

29

天王寺税務署からの連絡事項(法人課税部門)

1 文書回答手続について

国税局では、納税者の方からの「個別の取引等に係る税務上の取扱い」に関する照会に対し、文書により回答するとともに、その内容等を国税庁ホームページで公表するサービスを実施しています。(別添12)

関与先の方から相談を受けられた際には、積極的にこの文書回答手続の利用について周知していただきますようお願いします。

また、文書回答手続はe-Taxでもご利用いただけます。e-Taxにより簡単に提出する方法を記載した『「文書回答手続」はe-Taxを利用することができます!』(別添13)を用意しましたので、是非ご利用いただくよう併せて周知をお願いします。

30

天王寺税務署からの連絡事項(法人課税部門)

2 電子帳簿等保存制度(電子取引データの保存)について

令和6年1月以降、所得税・法人税に係る帳簿書類の保存義務者は電子取引データをデータのまま保存することが義務化されていますが、保存要件への対応が間に合っていない事業者が一定数存在します。

このような状況を踏まえ、電子取引データの保存に加え、事業者の事情に配慮した猶予措置について記載した「電子取引データの保存方法」(別添14・15)を用意しましたので、是非ご活用ください。

また、電帳保存法に関する令和5年度税制改正の内容や実務上留意すべきポイント等を説明したYouTube動画を公開しておりますので、こちらも参考としてください。

(参考)YouTube「国税庁動画チャンネル」

「電子帳簿保存法のポイント！ 令和5年度改正」はこちら →



31

税理士会支部懇談会・資料

場所：納税協会 3階会議室

○ 令和5年度 中学生の「税についての作文」(天王寺区内 応募校数 9校・応募総数1,628編・内受賞数 23編)

受賞名	学校名	氏名	ふりがな	学年	作品タイトル
近畿納税貯蓄組合総連合会 会長賞	大阪市立夕陽丘中学校	下田 凛々	しもだりり	3	祖父の闘病から学んだ税への感謝
納税貯蓄組合大阪府総連合会 会長賞	明星中学校	矢倉 優真	やぐら ゆうま	3	復興への栄養剤
納税貯蓄組合大阪府総連合会 会長賞	大阪教育大学付属 天王寺中学校	金谷 さくら	かなたに さくら	3	教科書から思いを巡らして
納税貯蓄組合大阪府総連合会 優秀賞	四天王寺中学校	松崎 永和	まつざき とわ	3	私の好きと税
納税貯蓄組合大阪府総連合会 優秀賞	大阪教育大学付属 天王寺中学校	森平 一花	もりひら いちか	3	知ろうとすること
天王寺税務署 署長賞	四天王寺中学校	黒澤 桃子	くろさわ ももこ	3	笑顔の循環
天王寺税務署 署長賞	清風中学校	奥山 踏架	おくやま るか	3	消費税について考えたこと
大阪市なんば市税事務所 所長賞	大阪教育大学付属 天王寺中学校	岡部 祐佳	おかべ ゆうか	3	緑の下の力持ち
天王寺区役所 区長賞	大阪教育大学付属 天王寺中学校	谷口 笑梨	たにぐち えみり	3	家庭のための小さな支援
天王寺区役所 区長賞	大阪市立天王寺中学校	蒲原 早耶	かまはら さや	3	税とビジネス
近畿税理士会天王寺支部 支部長賞	四天王寺中学校	久保 絢奈	くぼ あやな	3	人と人をつないだ税金
近畿税理士会天王寺支部 支部長賞	上宮学園中学校	横田 哲一	よこた さとひと	3	未来への税金投資
公益社団法人天王寺納税協会 会長賞	四天王寺中学校	秋中 紗季	すぎなか さき	3	これからの社会と税
公益社団法人天王寺納税協会 会長賞	大阪市立高津中学校	中田 華帆	なかた かほ	3	税を通じて知った思いやり
天王寺租税教育推進協議会 会長賞	四天王寺中学校	福永 奈央	ふくなが なお	3	税金が繋いでくれた橋
天王寺納税貯蓄組合連合会 会長賞	四天王寺中学校	清水 美希	しみず みき	3	安心のための国際協力という提案
天王寺納税貯蓄組合連合会 会長賞	大阪市立夕陽丘中学校	井上 采咲	いのうえ さき	3	税金と命
天王寺納税貯蓄組合連合会 会長賞	大阪星光学院中学校	藤井 智輝	ふじい ともき	3	未来への投資
天王寺納税貯蓄組合連合会 会長賞	上宮学園中学校	後藤 優羽	ごとう ゆう	3	不要な出費である税
天王寺納税貯蓄組合連合会 会長賞	明星中学校	井上 聡太	いのうえ そうた	3	日常と税
天王寺納税貯蓄組合連合会 会長賞	大阪市立天王寺中学校	渡邊 優杏	わたなべ ゆず	3	意外な救急車との関わり
天王寺納税貯蓄組合連合会 会長賞	清風中学校	藤井 快斗	ふじい かいと	3	予定納税の公平性
天王寺納税貯蓄組合連合会 会長賞	大阪市立高津中学校	中森 律	なかもり りつ	3	税と適正な再分配

○ 令和5年度 「税に関する高校生の作文」(天王寺区内 応募校数 11校・応募総数1,122編・内受賞数 14編)

受賞名	学校名	氏名	ふりがな	学年	作品タイトル
大阪府租税教育推進連絡協議会 会長賞	四天王寺高等学校	岸 愛莉	きし あいり	2	税金で守る景色
天王寺税務署 署長賞	四天王寺高等学校	天野 美菜	あまの みな	2	たかが九円、されど九円
天王寺税務署 署長賞	四天王寺高等学校	大崎 萌子	おおさき まこ	2	ふるさと納税について考えてみた。
天王寺税務署 署長賞	四天王寺高等学校	前田 咲月	まえだ さつき	2	日本の宝
天王寺税務署 署長賞	明星高等学校	和田 優斗	わだ ゆうと	2	未来の鍵を握る税
天王寺税務署 署長賞	大阪星光学院高等学校	小笠原 真大	おがさはら まひろ	2	SNS「10%」の意味
大阪府なにわ南府税事務所 所長賞	四天王寺高等学校	菅 向日葵	すが ひまり	2	難民と税金
天王寺区役所 区長賞	四天王寺高等学校	田中 琴乃	たなか ことの	2	税はどこへ
天王寺区役所 区長賞	上宮高等学校	清水 心福	しみず みふく	2	少子高齢化社会と税金
近畿税理士会天王寺支部 支部長賞	明星高等学校	芳崎 孔太郎	よしざき こうたろう	2	日本一お金持ちな村と日本一貧乏な市での税の使い方
近畿税理士会天王寺支部 支部長賞	大阪府立 夕陽丘高等学校	有田 朱里	ありた あかり	1	消費税の使われ方について
公益社団法人天王寺納税協会 会長賞	興国高等学校	米田 一陽	よねだ かずあき	1	相続税の役割について
天王寺租税教育推進協議会 会長賞	清風高等学校	村田 宗一郎	むらた そういちろう	2	税に関する私の考え
天王寺租税教育推進協議会 会長賞	大阪府立 大阪ビジネスフロン ティア高等学校	神原 一樹	さかきばら いつき	3	税の話題で考えたこと

書面で申告書等を提出する皆様へのお知らせ

(別添2)



令和7年1月からの 申告書等の控えへの 收受日付印の押なつ について

国税庁・国税局・税務署では、税務行政のデジタル化における手続の見直しの一環として、**令和7年1月から、申告書等の控えに收受日付印の押なつを行わない**こととしました。

令和7年1月からは、申告書等を書面で提出する際には、**申告書等の正本(提出用)のみを提出(送付)**していただきますよう、お願いします。

また、申告書等の提出年月日は、必要に応じて、ご自身で記録・管理をお願いします。

※ 対象となる「申告書等」とは、申告書のほか、申請書・請求書・届出書等を含む、国税庁・国税局・税務署に提出(送付)される全ての文書です。

申告書等の提出は、e-Taxが大変便利です。

e-Taxを利用すると、申告書等データの送信後にメッセージボックスから送信日時や申告内容を確認することができます。

e-Taxホームページでは、e-Taxのご利用方法や利用可能時間、パソコンの推奨環境、よくある質問(Q&A)等の情報を掲載しておりますので、ご覧ください。

書面で申告書等を提出された場合の、提出事実・提出年月日の確認については「申告書等情報取得サービス」等の方法があります。
詳しくは国税庁ホームページに掲載しています。

詳細はこちら



国税庁 国税庁ホームページ <https://www.nta.go.jp>

消費税及び地方消費税の

納税は期限内に



消費税及び地方消費税の税率は、10%です(注1)。

基準期間(注2)の課税売上高が**1,000万円を超える事業者は、課税事業者として消費税及び地方消費税の申告・納付が必要です。**

(注1) 飲食物品(酒類を除きます。)及び一定の新聞の譲渡については、軽減税率(8%)が適用されます。

(注2) 基準期間とは、原則として、個人事業者についてはその年の前々年、法人についてはその事業年度の前々事業年度をいいます。

例えば、個人事業者の場合、令和2年の課税売上高が1,000万円を超えていれば、令和4年は消費税の課税事業者となります。

なお、基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間の課税売上高が1,000万円を超える場合など一定の場合は、課税事業者となります。

↓↓↓↓↓↓ 期限内納付のために ↓↓↓↓↓↓

課税事業者の方は、期限内納付のための納税資金の積立てをお願いします!

次の表は、簡易課税制度適用事業者の方に向けて、業種別に積立目安月額を表示したものです。

※ 例えば、小売業でその課税期間の課税売上高が2,000万円の場合、月々の積立額は約34,000円(各月売上高 × 売上に対する納税額の目安率 2.0%)となります。

区分	卸売業 (第1種事業)		小売業、 農林漁業(飲食物品 の譲渡に係る事業) (第2種事業)		農林漁業 (飲食物品の譲渡に 係る事業を除く)、 建設業、製造業など (第3種事業)		飲食店業など (第4種事業)		金融・保険業、 運輸通信業、 サービス業など (第5種事業)		不動産業 (第6種事業)		
	年間課税 売上高	各月 売上高	年間 税額	積立目安 月額	年間 課税額	積立目安 月額	年間 課税額	積立目安 月額	年間 課税額	積立目安 月額	年間 課税額	積立目安 月額	
みなし仕入率	90%		80%		70%		60%		50%		40%		
売上に対する 納税額の目安率	1.0%		2.0%		3.0%		4.0%		5.0%		6.0%		
万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	
1,000	84	10	0.9	20	1.7	30	2.5	40	3.4	50	4.2	60	5.0
2,000	167	20	1.7	40	3.4	60	5.0	80	6.7	100	8.4	120	10.0
3,000	250	30	2.5	60	5.0	90	7.5	120	10.0	150	12.5	180	15.0

(注1) 上記積立目安月額の計算については、簡便なものとするため、軽減税率が適用されるものは考慮していません。

(注2) 令和4年4月1日現在のみなし仕入率に基づき計算しています。

(注3) 課税事業者の方の申告所得税及び復興特別所得税の申告が赤字申告となるような場合であっても、消費税及び地方消費税を納付していただく必要が生じる場合があります。

国税庁ホームページ
<https://www.nta.go.jp>



国税庁 消費税

Q 検索

便利な
納付方法は
裏面へ

簡単・便利なダイレクト納付(e-Taxによる口座振替)をご利用ください!

インターネットを利用できる端末をお持ちの方は、金融機関・税務署の窓口での納付に代えて、国税電子申告・納税システム(e-Tax)を利用した電子納税ができます。

特にダイレクト納付は、①インターネットバンキングの契約が不要、②電子証明書やICカードリーダーが不要、③即時又は納付日を指定して納付が可能、といった簡単・便利な電子納税の方法となっておりますので、ぜひご利用ください。



■ダイレクト納付(e-Taxによる口座振替)を利用した予納

詳しくはこちら→

ダイレクト納付を利用している方であれば、確定申告により納付することが見込まれる金額について、その課税期間中に、あらかじめ納付日や納付金額等をe-Taxに登録しておくことで、登録した納付日に預貯金口座から振替により納付(予納)することができます。

納付日や納付金額を複数登録することができますので、定期的に均等額を納付することや、収入に応じて任意のタイミングで納付することができます。

利用方法など詳細については、国税庁ホームページにある「ダイレクト納付の手続」をご覧ください。



【例】定期的に均等額を納付(予納)する場合



個人事業者の方は、安全・便利な振替納税もご利用いただけます!

個人事業者の消費税及び地方消費税や申告所得税及び復興特別所得税は、電子納税や金融機関・税務署の窓口での納付以外に、金融機関の預貯金口座から引落しの方法により納付ができる振替納税がご利用になれます。

振替納税を利用される方は、「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」(振替依頼書)を税務署又は金融機関に提出してください。

提出に当たっては、振替依頼書をオンライン(e-Tax)で提出していただくか、書面の振替依頼書(国税庁ホームページからダウンロードすることもできます。)に必要事項を記入・押印の上、税務署又は金融機関に提出してください。



詳しくはこちら↑



詳しくはこちら↑

任意の中間申告制度

直前の課税期間の確定消費税額(地方消費税額を含まない年税額)が48万円以下の事業者(中間申告義務のない事業者)が、「任意の中間申告書を提出する旨の届出書」を納税地の所轄税務署長に提出した場合には、当該届出書を提出した日以後にその末日が最初に到来する6月中間申告対象期間(注)から、自主的に中間申告・納付することができます。

(注)「6月中間申告対象期間」とは、その課税期間開始の日以後6月の期間で、年1回の中間申告の対象となる期間をいいます。

軽減税率制度及びインボイス制度に関する相談

軽減税率制度及びインボイス制度に関するご質問やご相談は、「軽減・インボイスコールセンター(消費税軽減税率・インボイス制度電話相談センター)」で受け付けております。

【フリーダイヤル】0120-205-553 【受付時間】9:00～17:00(土日祝除く)

※軽減税率制度及びインボイス制度については、国税庁ホームページ内の特設サイト「消費税の軽減税率制度・適格請求書等保存方式(いわゆるインボイス制度)」をご覧ください。



詳しくはこちら↑

納税が困難な方には猶予制度があります。

期限内に納付できない事情がある場合には、申請により猶予が認められることがありますので、お早めに所轄の税務署の徴収担当にご相談ください。【受付時間】8:30～17:00(土日祝除く)



詳しくはこちら↑

国税を一時に納付できない方のために 猶予制度があります

申請による換価の猶予

次の①から⑤の要件の全てに該当するときは、原則として1年以内の期間に限り、換価の猶予が認められる場合があります。

- ① 国税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあると認められること
- ② 納税について誠実な意思を有すると認められること
- ③ 換価の猶予を受けようとする国税以外の国税の滞納がないこと
- ④ 納付すべき国税の納期限から6か月以内に申請書が提出されていること
- ⑤ 原則として、担保の提供があること

※上記の「申請による換価の猶予」のほか、「税務署長の職権による換価の猶予」があります。

納税の猶予

次の①から④の要件の全てに該当するときは、原則として1年以内の期間に限り、納税の猶予が認められる場合があります。

- ① 次のAからFのいずれかに該当する事実があること
 - A 納税者がその財産につき、震災、風水害、落雷、火災その他の災害を受け、又は盗難に遭ったこと
 - B 納税者又はその者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したこと
 - C 納税者がその事業を廃止し、又は休止したこと
 - D 納税者がその事業につき著しい損失を受けたこと
 - E 納税者に上記AからDに類する事実があったこと
 - F 本来の期限から1年以上経過した後に、修正申告などにより納付すべき税額が確定したこと
- ② 猶予該当事実に基づき、納税者がその納付すべき国税を一時に納付することができないと認められること
- ③ 申請書が提出されていること（上記「①F」の場合は納期限までの提出）
- ④ 原則として、担保の提供があること

※国税の納期限前に災害により財産に相当の損失を受けた場合には、別途、被災者のための納税の猶予があります。

猶予が認められると…

- ・ 猶予期間中の延滞税の全部又は一部が免除されます。
- ・ 財産の差押えや換価(売却)が猶予されます。

国税の猶予の
詳細はこちら



申請のための書類

猶予の申請をする場合は、次の書類を提出する必要があります。

- ① 「換価の猶予申請書」又は「納税の猶予申請書」
- ② 資産及び負債の状況、収入及び支出の状況を明らかにする書類
- ③ 担保提供に関する書類
- ④ 災害などの事実を証する書類(納税の猶予の場合)

担保の提供

猶予の申請をする場合は、原則として、猶予を受けようとする金額に相当する担保を提供する必要があります。

なお、次に該当する場合は、担保提供をする必要はありません。

- ・ 猶予を受ける金額が100万円以下である場合
- ・ 猶予を受ける期間が3か月以内である場合
- ・ 担保として提供することができる種類の財産がないといった事情がある場合

猶予期間

猶予を受けることができる期間は、1年の範囲内で、申請者の財産や収支の状況に応じて、最も早く国税を完納することができる期間に限られます。

なお、猶予を受けた国税は、原則として、猶予期間中の各月に分割して納付する必要があります。

※猶予期間内に完納することができないやむを得ない理由があると認められる場合は、猶予期間の延長が認められる場合があります（当初の猶予期間と合わせて最長2年）。

猶予の取消し

次のような場合に該当するときは、猶予が取り消される場合があります。

- ・ 分割納付計画のとおり納付がない場合
- ・ 猶予を受けている国税以外に新たに納付すべきこととなった国税が滞納となった場合 など

- 申請書の書き方などについては、「猶予の申請の手引」をご覧ください。
「猶予の申請の手引」は、国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)及び税務署の窓口でご覧いただけます。
- 申請書は、[スマホやタブレットからe-Taxソフト](#)で、作成・提出することができます。
- 国税を納期限までに納付できない場合には、お早目に所轄の税務署の徴収担当にご相談ください。
国税の納期限までに納付していない場合、納付までの日数に応じて延滞税がかかります。
また、督促状の送付を受けてもなお納付されない場合には、財産の差押えなどの滞納処分を受けることがあります。

e-Taxソフト
(SP版)



自宅から スマホで申告

してみませんか？

簡単・便利



スマホカメラで源泉徴収票を読み取ることができます！

ご自宅で

確定申告期間は24時間いつでも利用可能

※ メンテナンス時間を除く

専用画面

スマホ専用画面で見やすく操作が簡単

自動計算

画面の案内に沿って入力するだけ

添付書類不要

書類の記載内容を入力・送信することで添付省略

※ 一部の書類は除く

持参・印刷・郵送不要

税務署への持参が不要
印刷・郵送代が不要

早期還付

還付金の振込みが早い

※ 2月末までに提出した場合に2～3週間程度で還付
(書面提出の場合は4～6週間程度で還付)

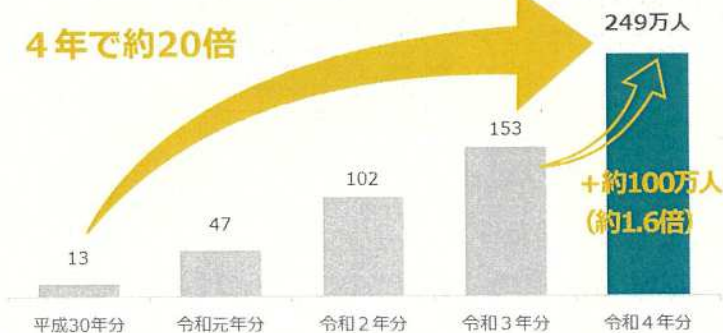
他にもメリットあります！

- ・ 青色申告決算書・収支内訳書がスマホで作成可能
- ・ マイナンバーカードの読取回数は原則1回※

※ 初めてマイナンバーカードを使用して確定申告を行う場合は、読取回数が2回になります。



4年で約20倍



スマホ申告増加！



全国で249万人が、自宅からスマホを使ってe-Taxで申告

詳しくは裏面をご覧ください!! ▶▶▶

申告書の作成・送信は **自宅**で **国税庁ホームページ**から！

STEP1. 「国税庁ホームページ」へアクセス

作成コーナー
【確定申告書等作成コーナー】

作成開始！

STEP2. 画面の案内に従って入力→自動計算！

スマホなら、**カメラ**で
「給与所得の源泉徴収票」を
読み取って**自動入力**！

給与所得がある方の例

STEP3. 申告書をデータ送信

おすすめ マイナンバーカードをお持ちの方

マイナンバーカード

さらに

マイナポータル連携なら……
各種控除証明書等のデータを
一括取得し、確定申告書の該当
項目に自動入力できます。

国税庁HP
「マイナポータル
連携特設ページ」
はこちら

※ パソコンの場合ICカードリーダーでも可

ID・パスワードをお持ちの方

事前発行の
ID・パスワード

重要書類

ID・パスワード方式の届出を完了済み

国税 太郎 様 見本

ID・パスワード方式の届出を確認！
※申告書の控えと一緒に
保管されている場合
があります。

※ ID・パスワード方式は暫定的な対応です。
お早めにマイナンバーカードの取得をお願いします。

このチラシには開発中の画面が含まれておりますので、実際の画面とは異なる場合があります。

マイナンバーカード × マイナポータルと連携 確定申告書に自動入力

ご利用のメリット！

マイナンバーカードを利用して、マイナポータル経由で、申告に必要な各種証明書等のデータを一括取得し、確定申告書の該当項目へ自動入力できます（マイナポータル連携）。控除証明書等の集計や1件ずつ入力する手間が不要で大変便利です♪

Before

書面の控除証明書等を・・・



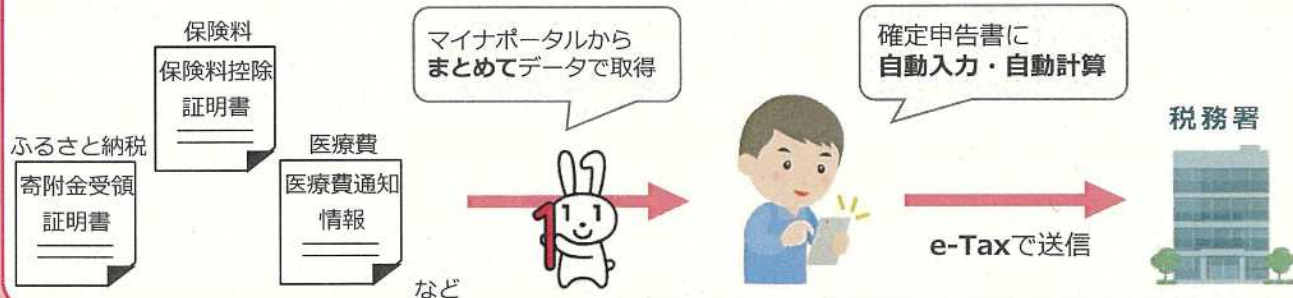
- ✓ 収集して管理・保管
- ✓ 1件ずつ確認して入力
- ✓ 書面で提出

After

全部データで完結するから・・・



- ✓ 書面の管理・保管が不要
- ✓ 申告書に自動入力
- ✓ e-Taxでデータ送信



令和6年1月以降の対象はこちら！

収入関係

NEW

- 給与所得の源泉徴収票※
- 公的年金等の源泉徴収票
- 株式の特定口座

控除関係

NEW

NEW

NEW

- 医療費・ふるさと納税
- 生命保険・地震保険
- 社会保険(国民年金保険料、国民年金基金掛金)
- iDeCo・小規模企業共済掛金
- 住宅ローン控除関係



※「給与所得の源泉徴収票」の情報が自動入力の対象になるためには、お勤め先（給与等の支払者）が税務署にe-Taxで給与所得の源泉徴収票を提出していることが必要です（「年間の給与等の支払金額が500万円を超えるもの」などの提出要件があります。）。

マイナポータル連携を利用するための準備は裏面をご確認ください

～マイナポータル連携に係る事前準備等のご案内～

マイナポータル連携について詳しくはこちら！

国税庁HPの「**マイナポータル連携特設ページ**」をご確認ください。



マイナポータル連携を利用するには？

マイナポータル連携をご利用いただくためには、マイナポータルの利用者登録やマイナポータルとe-Taxを連携するなどの**事前準備が必要**です。
事前準備の詳細は、国税庁HPの「**マイナポータル連携を利用するまでに行う事前準備**」をご確認ください。

事前準備の詳細はこちらから



！ 事前準備には、以下のものがが必要です。

- ・マイナンバーカード
- ・マイナンバーカード読取対応のスマートフォン
(又はICカードリーダライタ)



！ 事前準備はお早めに！

事前準備を行った後、実際に証明書等のデータを取得できるようになるまで数日を要する場合があります。確定申告前にお早めのご準備をお願いします。(マイナンバーカードの取得もお早めに！)

！ 「給与所得の源泉徴収票」情報の自動入力について

「給与所得の源泉徴収票」の情報を自動入力するためには、マイナポータル連携に係る事前準備のほか、e-Taxのマイページで情報の取得を希望する旨の登録等が必要です。

詳しくは国税庁HPの特設ページをご覧ください。

特設ページはこちらから



確定申告書の作成

事前準備が完了したら、国税庁HPの「**確定申告書等作成コーナー**」から、**マイナンバーカードを使ってe-Tax!** マイナポータル連携を利用して確定申告書を作成できます！

作成コーナー



確定申告書等作成
コーナーはこちらから



.....税務署
令和.....年.....月.....日提出

【令和.....年分】

名簿番号	
------	--

譲渡所得の特例の適用を受ける場合の不動産に係る不動産番号等の明細書

住 所			関 与 税 理 士 (電話)
フリガナ 氏 名	電話番号	()	

この明細書は、個人の方が、譲渡所得の特例の適用を受ける場合において、その特例の適用を受ける譲渡した不動産又は買換え等により取得した不動産に係る不動産番号等を記載することにより確定申告書の提出時等に登記事項証明書の添付（提出）を省略するときに、使用するものです。
(注) 登記事項証明書の写しなど不動産番号等の記載があるものを提出いただくことで、登記事項証明書の添付（提出）を省略することもできます（その場合、この明細書の提出は不要です）。

1 特例の適用を受ける不動産に係る不動産番号等

1 2 3 4 5	不動産 の種類	特例適用 条 文	資 産 の 区 分	所在及び地番又は家屋番号 (※1)	
				不 動 産 番 号 (※2)	
	<input type="checkbox"/> 土地 <input type="checkbox"/> 建物	措・震 条の	<input type="checkbox"/> 譲渡資産 <input type="checkbox"/> 買換（代替・交換 取得）資産		
	<input type="checkbox"/> 土地 <input type="checkbox"/> 建物	措・震 条の	<input type="checkbox"/> 譲渡資産 <input type="checkbox"/> 買換（代替・交換 取得）資産		
	<input type="checkbox"/> 土地 <input type="checkbox"/> 建物	措・震 条の	<input type="checkbox"/> 譲渡資産 <input type="checkbox"/> 買換（代替・交換 取得）資産		
	<input type="checkbox"/> 土地 <input type="checkbox"/> 建物	措・震 条の	<input type="checkbox"/> 譲渡資産 <input type="checkbox"/> 買換（代替・交換 取得）資産		
	<input type="checkbox"/> 土地 <input type="checkbox"/> 建物	措・震 条の	<input type="checkbox"/> 譲渡資産 <input type="checkbox"/> 買換（代替・交換 取得）資産		

- (※) 1 地番・家屋番号は、住居表示番号（○番○号）とは異なりますので、注意してください。
- 2 不動産番号は、13桁の番号で、登記事項証明書等（例えば、登記事項証明書の表題部の「不動産番号」欄）に記載されています。

2 買換資産等を取得する見込みがあるとして、譲渡所得の特例の適用を受ける申告をしていた場合におけるその申告書の提出状況

提 出 先	税務署	旧 氏 名	
旧 住 所			

(注) 「旧氏名」欄及び「旧住所」欄は、この明細書を提出するときの氏名又は住所が、譲渡所得の特例の適用を受ける申告をしたときの氏名又は住所と異なる場合に記載してください。

譲渡所得の特例の適用を受ける場合の不動産に係る不動産番号等の明細書

1 使用目的

この明細書は、個人の方が、譲渡所得の特例の適用を受ける場合において、その特例の適用を受ける譲渡した不動産又は買換え等により取得した不動産に係る不動産番号等を記載することにより確定申告書の提出時等に登記事項証明書の添付（提出）を省略するときに、使用するものです。
(注) 法令上、「登記事項証明書」の添付（提出）が規定されているものに限ります。

2 記載要領等

- (1) 「【令和__年分】」には、譲渡所得の特例の適用を受ける申告をする年分を記載します。
- (2) 「1 特例の適用を受ける不動産に係る不動産番号等」欄の「不動産の種別」欄及び「資産の区分」欄は、該当するものに対応する口に✓印を記載します。
- (3) 「1 特例の適用を受ける不動産に係る不動産番号等」欄の「特例適用条文」欄は、次の「○ 登記事項証明書の添付（提出）省略の対象となる主な譲渡所得の特例一覧表」等を参考に、該当するもの（租税特別措置法の場合は「措」、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（震災特例法）の場合は「震」となります。）を○で囲んだ上、条項番号を記載します。

○ 登記事項証明書の添付（提出）省略の対象となる主な譲渡所得の特例一覧表

特 例	適 用 条 文
居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例	租税特別措置法第 31 条の 3
取用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例	租税特別措置法第 33 条
換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例	租税特別措置法第 33 条の 3
農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除（※）	租税特別措置法第 34 条の 3
被相続人の居住用財産に係る譲渡所得の特別控除	租税特別措置法第 35 条第 3 項
特定期間に取得をした土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除	租税特別措置法第 35 条の 2
特定の居住用財産の買換えの場合の長期譲渡所得の課税の特例	租税特別措置法第 36 条の 2
特定の事業用資産の買換えの場合の譲渡所得の課税の特例	租税特別措置法第 37 条
既成市街地等内にある土地等の中高層耐火建築物等の建設のための買換え及び交換の場合の譲渡所得の課税の特例	租税特別措置法第 37 条の 5
居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除	租税特別措置法第 41 条の 5
特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除	租税特別措置法第 41 条の 5 の 2

(※) 登記事項証明書に、土地等に係る権利の移転が公告によるものであることを明らかにする表示がある場合に限ります。

取得した不動産に係る不動産番号等の明細書（相続税・贈与税用）

氏 名

この明細書は、次に掲げる場合において、その取得した不動産に係る不動産番号等を記入することにより、その取得した不動産に係る登記事項証明書の添付を省略するときに使用します。

(注) 登記事項証明書の写しなど不動産番号等の記載のあるものを提出いただくことで、登記事項証明書の添付を省略することができます（その場合、この明細書の提出は不要です。）。

- ① 贈与税の配偶者控除の適用を受ける場合で、贈与税の申告書第1表に不動産番号を書ききれないとき
- ② 住宅取得等資金の非課税の適用を受ける場合で、贈与税の申告書第1表の2に不動産番号を書ききれないとき
- ③ 住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例の適用を受ける場合（②の住宅取得等資金の非課税と併せて適用する場合を除きます。）
- ④ 震災に係る住宅取得等資金の非課税の適用を受ける場合で、贈与税の申告書第1表の3に不動産番号を書ききれないとき
- ⑤ 相続開始の年に被相続人から贈与によって取得した相続税法第19条第2項に規定する特定贈与財産の価額について、相続税の課税価格に加算しない場合

1 適用を受ける特例（適用を受ける特例の口に✓印を記入してください。）

- 贈与税の配偶者控除
- 住宅取得等資金の非課税
- 住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例
- 震災に係る住宅取得等資金の非課税
- 相続開始の年に被相続人から贈与によって取得した相続税法第19条第2項に規定する特定贈与財産の価額について、相続税の課税価格に加算しない場合

2 取得した不動産に係る不動産番号等

	不動産 の種別	所在及び地番又は家屋番号 ^(注1)												
		不 動 産 番 号 ^(注2)												
1	<input type="checkbox"/> 土地													
	<input type="checkbox"/> 建物													
2	<input type="checkbox"/> 土地													
	<input type="checkbox"/> 建物													
3	<input type="checkbox"/> 土地													
	<input type="checkbox"/> 建物													
4	<input type="checkbox"/> 土地													
	<input type="checkbox"/> 建物													
5	<input type="checkbox"/> 土地													
	<input type="checkbox"/> 建物													

(注) 1 地番・家屋番号は、住居表示番号（○番○号）とは異なりますので、注意してください。
 2 不動産番号欄には、登記事項証明書等に記載されている13桁の不動産番号を記入してください。

「国外財産調書制度」のあらまし

◎ 国外財産調書を提出しなければならない方

居住者の方（非永住者の方を除きます。）で、その年の12月31日においてその価額の合計額が5000万円を超える国外財産を有する場合には、その国外財産の種類、数量及び価額その他必要な事項を記載した国外財産調書を、その年の翌年の6月30日までに、住所地等の所轄税務署に提出しなければなりません。

また、国外財産調書の提出に当たっては、別途「国外財産調書合計表」を作成し、添付する必要があります。

（注）相続の開始の日の属する年（相続開始年）の年分の国外財産調書については、その相続又は遺贈により取得した国外財産（相続国外財産）を記載しないで提出することができます。この場合において、相続開始年の年分の国外財産調書の提出義務については、国外財産の価額の合計額からその相続国外財産の価額の合計額を除外して判定します。

◎ 国外財産調書への記載事項

国外財産調書には、氏名、住所（又は居所等）及びマイナンバー（個人番号）のほか、国外財産の種類、数量、価額、所在等を記載することとされています。また、国外財産に係る事項については、「種類別」、「用途別」（一般用及び事業用の別）及び「所在別」に記載する必要があります。

国外財産の価額は、その年の12月31日における「時価」又は時価に準ずるものとして「見積価額」によることとされています。また、外貨で表示されている国外財産の邦貨換算は、同日における外国為替の売買相場により行うものとされています。

（注）国外財産調書を提出する方が財産債務調書を提出する場合、財産債務調書には国外財産に係る事項（国外財産の価額を除きます。）の記載を要しないこととされています。

◎ 過少申告加算税等の特例

- ① 国外財産調書を提出期限内に提出した場合に、国外財産調書に記載がある国外財産に関して所得税・相続税の申告漏れが生じたときは、その国外財産に係る過少申告加算税等が5%軽減されます。
- ② 国外財産調書の提出が提出期限内にない場合又は提出期限内に提出された国外財産調書に記載すべき国外財産の記載がない場合（重要なものの記載が不十分と認められる場合を含みます。）に、その国外財産に関して所得税・相続税の申告漏れ（死亡した方に係るものを除きます。）が生じたときは、その国外財産に係る過少申告加算税等が5%加重されます（相続国外財産について、相続国外財産を有する方の責めに帰すべき事由がなく提出等がない場合には、加重の対象となりません。）。

◎ 罰則

国外財産調書に偽りの記載をして提出した場合又は国外財産調書を正当な理由がなく提出期限内に提出しなかった場合には、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処されることがあります。ただし、正当な理由がなく提出期限内に提出しなかった場合については、情状により、その刑を免除することができることとされています。

詳しくは、[国外財産調書制度（FAQ）](#)をご覧ください。



【FAQ】



国税庁
（法人番号7000012050002）

国外財産調書の提出には、パソコンからの e-Tax をご利用ください！！

① 利用者識別番号の取得

e-Tax をご利用いただくには、利用者識別番号（半角16桁の番号）が必要です。

利用者識別番号は、パソコン又はスマホでWEBからマイナンバーカードを使って取得することができます。

なお、e-Tax ソフトを利用すれば、税理士の方が納税者ご本人の利用者識別番号を代理で取得して、国外財産調書を送信することもできます。

・詳しくは、e-Tax ホームページの「[ご利用の流れ](#)」をご確認ください。



【ご利用の流れ】

② 電子署名

国外財産調書のデータをパソコンで送信する際には、そのデータについて、納税者ご本人の電子署名を付与していただいております。

マイナンバーカードとスマホがあれば、お使いのパソコンに表示されるQRコードをスマホにインストールした「マイナポータルアプリ」で読み取ることで、ICカードリーダーを使わずに電子署名を付与して送信することができます。

なお、次の条件を全て満たすと、税理士の方が納税者ご本人に代わって送信することができます。

- ・基本情報の税理士等の利用者識別番号欄等に税理士の方の情報を入力する。
- ・税理士の方が申告・申請等データに電子署名を付与する。
- ・税理士の方が申告・申請等データを送信する。



【マイナポータルアプリ】

③ e-Taxソフトのダウンロード（無料）

e-Tax ホームページから e-Tax ソフトをパソコンにダウンロードしてください。

国外財産調書は「法定調書関係」の税目から作成できます。



【QRコード認証】

④ e-Taxソフトの利用者ファイルの作成

マイナンバーカードを利用して e-Tax ソフトで利用者ファイルを作成してください。

・[e-Tax ソフト操作マニュアル](#)



【マニュアル】

⑤ 国外財産調書データの作成・送信

「国外財産調書」及び「国外財産調書合計表」の画面イメージを利用して、国外財産の情報を入力します。

作成が終わったら、データに電子署名を付与し、住所地等の所轄税務署宛に送信してください。

⑥ 受付結果の確認

送信後、受付結果（受信通知）が e-Tax のメッセージボックスに格納されますので、ご確認ください。

◎ 事前準備、送信方法などに関するお問合せ

e-Tax ・作成コーナーヘルプデスク：0570-01-5901

受付時間：月曜日～金曜日 9:00～17:00

（休祝日及び12月29日～1月3日を除きます。）

お問合せの際には事前に、e-Tax ホームページ「[よくある質問](#)」をご確認ください。



【よくある質問】

QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

iPhoneの名称は、米国及び他の国々で登録されたApple Inc.の商標です。iPhoneの商標は、アイホン株式会社のライセンスに基づき使用されています。

Androidの名称は、Google LLCの商標です。

令和5年9月

財産債務調書制度等の見直しについて

令和4年度税制改正において、**令和5年分以後の「財産債務調書」**の**提出義務者・提出期限などについて見直し**が行われました。

(注) **令和4年分以前**の「財産債務調書」は、**従前どおり**ですので、ご注意ください。また、「国外財産調書」についても、一部同様の見直しが行われています。

改正前

① 財産債務調書の提出義務者が拡充されます

以下の①及び②を満たす方

- ① その年分の退職所得を除く各種所得の金額の合計額が2,000万円を超える場合
- ② その年の12月31日において、その合計額が3億円以上の財産又は1億円以上の国外転出特例対象財産
(例：有価証券、未決済信用取引)を有する場合

② 提出期限が後倒しされます (国外財産調書も同様)



③ 記載を簡略化できる範囲が拡充されます (一部については国外財産調書も同様)

100万円未満の家庭用動産や事業用の未収入金などについては、記載を簡略化することができます。

(注) ・財産債務調書及び国外財産調書は、その年の12月31日時点の財産の状況に関して、翌年の提出期限までにご提出ください。
・提出期限が、日曜日に当たるときはその翌日までに、土曜日に当たるときはその翌々日までにご提出ください。

改正後

改正前の提出義務者(左記の①及び②を満たす方)のほか、以下の方も提出義務者となります。

その年の12月31日において、その合計額が**10億円以上の財産を有する方**



300万円未満の家庭用動産や事業用の未収入金などについては記載を簡略化することができます。

また、**新たに預貯金についても、記載を一部省略できるようになりました**。そのほか詳細は裏面をご参照ください。

改正前

③-1 所在別に区分することなく、件数及び総額で記載することのできる範囲が広がります

事業用の
未収入金
(受取手形を含む。)

その年の12月31日における価額が**100万円未満**のもの

借入金
未払金
(支払手形を含む、
その他の債務)

事業又は業務の用に供する「未払金(支払手形を含む)」・
「その他の債務」のうち、その年の12月31日における
金額が**100万円未満**のもの

改正後

③-1 所在別に区分することなく、件数及び総額で記載することのできる範囲が広がります

その年の12月31日における価額が**300万円未満**のもの

用途を問わず、「借入金」・「未払金(支払手形を含む)」・
「その他の債務」のうち、その年の12月31日における
金額が**300万円未満**のもの

家庭用動産
(現金、電器等と、美術
工芸品、貴金属類を除く。)

取得価額が**100万円未満**のもの

取得価額が**300万円未満**のもの

③-3 新たに記載を一部省略することができます

預入高(一口)が
50万円未満の
預貯金口座

その年の12月31日における預入高(一口)が**50万円未満**
の預貯金については、その預入高の記載を省略するこ
とができます。

その場合、**財産債務調書の「所在」欄又は「備考」欄に
口座番号を記載**してください。

③-4 資産ごとに区分して記載することなく、総額で記載することができます (国外財産調書も同様)

青色申告決算書
又は収支内訳書
に記載された
減価償却資産

青色申告決算書又は収支内訳書の「減価償却費の計算」
欄に記載された減価償却資産については、資産ごとに
区分して記載することを省略できます。
その場合、財産債務調書に**総額で記載**してください。

(注) 財産債務調書の様式・あらまし・FAQについては、国税庁ホームページ https://www.nta.go.jp/publication/pamph/hotel/zaisan_saimu/index.htm に掲載しています
(改正分は随時掲載します。)。財産債務調書の提出義務者、提出期限及び提出先などの詳しい内容は、財産債務調書FAQをご確認ください。
また、国外財産調書についても、国税庁ホームページ https://www.nta.go.jp/publication/pamph/hotel/kokugai_zaisan/index.htm に掲載しています。



税理士の皆さまへ 相続税申告は e-Tax をご利用ください



国税庁においては、あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会を目指し、税務行政のデジタル化の推進を掲げており、e-Tax の利用拡大に取り組んでいます。

ポイント1 添付書類はイメージデータで送信可能

「戸籍の謄本」や「遺産分割協議書」などの添付書類をイメージデータ(PDF形式)で送信することで、税務署に出向くことなく提出ができます。

最新情報

1 添付書類の見直し：「提出をお願いしている書類」を見直すことにより、**添付書類の削減**を行いました。

詳しくは、「[イメージデータで提出可能な添付書類](#)」をご確認ください。

【掲載場所】 e-Tax ホームページ ⇒ 目的から探す ⇒ 利用可能手続 ⇒ 相続税申告



【添付書類】

2 イメージデータ送信容量の拡大：1回当たりの送信容量を8MBから**14MBに拡大**しました。

提出方法	内容
e-Tax 送信	<ul style="list-style-type: none"> ●同時送信方式：申告・申請等データの送信時に、イメージデータ(PDF形式)で提出可能な添付書類を同時に送信する方法 ●追加送信方式：申告・申請等データの送信後に、受信通知から別途、イメージデータ(PDF形式)で提出可能な添付書類を追加で送信する方法(10回送信まで)
光ディスク等で提出	<ul style="list-style-type: none"> ●申告・申請等データの送信後に、イメージデータ(PDF形式)で提出可能な添付書類を光ディスク等に格納し、光ディスク等を提出する方法 <p>【参考】提出に当たっては「e-Taxによる相続税申告の添付書類の光ディスク等による提出に当たっての留意事項」をご確認ください。</p> <p>【掲載場所】 e-Tax ホームページ ⇒ 目的から探す ⇒ 利用可能手続 ⇒ 相続税申告</p>



【留意事項】

(注) PDF ファイルは、

- ①解像度 200dpi 相当以上
 - ②赤色・緑色・青色が 256 階調 (24 ビットカラー) 以上
 - ③目視により内容が確認可能
 - ④パスワード設定なし
- となるように作成してください。

送信直前まで申告内容の差替え・訂正が可能♪



ポイント2 データ管理・ペーパーレス化が可能

送信した申告や受付結果等をデータで保存・管理できるため、文書管理の効率化とペーパーレス化が図られます。

書類の郵送等を省略できるため、コスト削減(紙代・郵送料・交通費など)につながります。

ポイント3

財産取得者の利用者識別番号があれば代理送信可能

財産取得者（申告書を提出する方）の

①署名、②電子証明書（マイナンバーカード等）、③本人確認書類が不要です。

(注) 利用者識別番号の入力がない財産取得者については、相続税の申告書を提出したことになりませんので、ご注意ください。

利用者識別番号の取得状況の確認

利用者識別番号は、①過去に電子申告を行った申告書の控え、②税務署からの郵送物、③e-Taxのマイページなどから確認できます。財産取得者への確認の際は、「相続税の申告をされる皆さまへ 相続税申告はe-Taxをご利用ください」をご活用ください。

【掲載場所】 国税庁ホームページ ⇒ 刊行物等 ⇒ パンフレット・手引 ⇒ 電子申告等関係



【財産取得者用リーフレット】

利用者識別番号が分かる

取得済の利用者識別番号を使用してください。

利用者識別番号が分からない
(取得しているか不明)

利用者識別番号を取得していない

「変更等届出書」をe-Taxで送信※(税理士等による代理送信も可能)

最新情報

◆変更等届出書の参考事項欄に、「相続税申告の委任有」及び「税理士への連絡希望」と入力していただくことで、利用者識別番号が【有】の場合、「税理士等」欄に記載の電話番号に利用者識別番号を連絡します。

(注) e-Taxソフト又は国税庁の仕様公開に基づく民間ソフトを使用し、税理士等が電子署名を付与して送信された場合に限り（書面又は「e-Taxの開始（変更等）届出書作成・提出コーナー」は本取扱いの対象外になりますので、ご注意ください）。

「開始届出書」をe-Taxで送信※

(税理士等による代理送信も可能)

利用者識別番号が【有】の場合

既存の利用者識別番号と仮暗証番号が記載された通知書が、税務署から財産取得者宛に郵送されます。

利用者識別番号が【無】又は【廃止】されている場合

利用者識別番号が無い又は廃止されている旨を税務署から代理送信をした税理士等に対して電話によりお伝えしますので、「開始届出書」をe-Taxで代理送信してください。

利用者識別番号をオンラインで即時発行

既に利用者識別番号を取得している場合、新たな利用者識別番号を取得すると、これまでe-Taxで申告した内容等を確認することができなくなりますので、ご注意ください。

※「変更等届出書」及び「開始届出書」は財産取得者の住所地の所轄税務署宛に送信してください。

参考情報

相続税申告書の代理送信等に関するQ & Aを国税庁ホームページに掲載しています。

【掲載場所】 国税庁ホームページ ⇒ 刊行物等 ⇒ パンフレット・手引 ⇒ 電子申告等関係

事前準備・送信方法・エラー解消などに関するお問い合わせ

e-Tax・作成コーナーヘルプデスク 0570-01-5901（全国一律市内通話料金）

受付時間：月～金曜日 9：00～17：00（休祝日及び12月29日～1月3日を除く）



【代理送信 Q&A】



国税庁 法人番号 7000012050002

令和5年6月

ご存じですか？ 文書回答手続

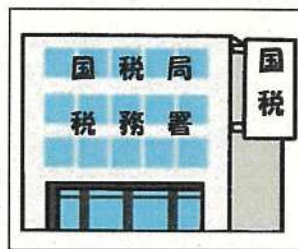
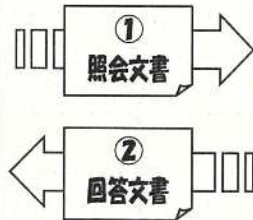
令和5年11月

【文書回答手続】

- 国税局においては、納税者の方からの個別の取引等に係る税務上の取扱いに関する照会に対して、文書により回答するサービスを実施しています。
また、その照会及び回答の内容は、同様の取引等を行う他の納税者の予測可能性を高めるために、国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】にて公表しています。
- 同業者団体等からの照会（その構成員等が行う取引等に係る税務上の取扱いに関する照会に限ります。）についても、上記と同様に、文書による回答を行うとともに、その照会及び回答の内容を国税庁ホームページにて公表しています。

通常、受付窓口は事前照会をされる方の納税地を所轄する税務署の担当部門になりますが、次のものについては受付窓口が異なりますのでご注意ください。なお、郵送により照会文書を提出する場合は、封筒の表面に「文書回答手続に係る照会文書在中」と記載してください。

- イ 国税局調査部(課)所管法人による法人税・消費税に関する照会
⇒ 法人を所管する国税局の調査審理課(又は調査管理課、調査課)
- ロ 酒税に関する照会 ⇒ 製造場等の所在地の所轄税務署(国税局所管の場合は所轄国税局の酒税課)
- ハ 間接諸税(印紙税を除きます。)に関する照会 ⇒ 製造場等の所在地の所轄国税局の消費税課



なるほど!!
(予測可能性)

- 過去の文書回答事例は国税庁ホームページでご覧になることができます。

③ 掲載

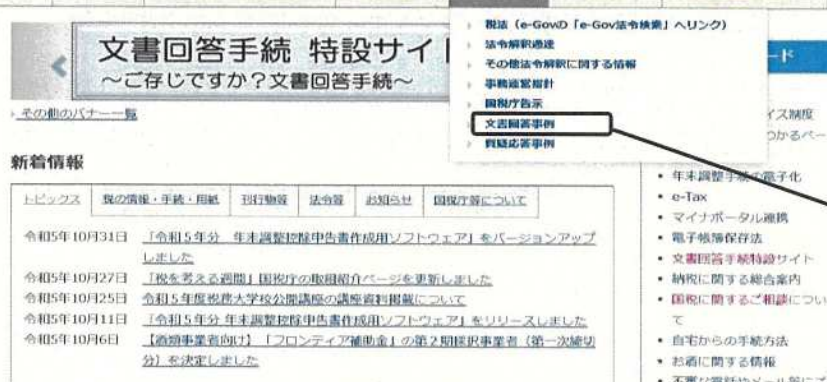
④ 閲覧

国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】トップ画面

※掲載画像は令和5年11月現在のものです。



メニューバーの「法令等」から「文書回答事例」をクリック!



「文書回答事例」画面が表示されたら、「キーワード検索」又は「税目別検索」で調べたい事例を絞り込み、調べたい事例をクリック!

文書回答事例はこちら



裏面に文書回答手続についてのQ&Aを掲載していますので、ぜひご覧ください。



国税庁 この社会あなたの税がいきている

問1 文書回答の対象となるものは、どのような照会ですか。

答 国税に係る申告期限前（源泉徴収等の場合は納期限前）の照会が対象となります。また、実際に行われた取引等に関する照会のほか、将来行う予定の取引等に関する照会で個別具体的な資料の提出が可能なものは対象となります。

ただし、次のものは対象とはなりません。

- ① 照会の前提とする事実関係について選択肢があるもの
- ② 調査等の手続、徴収等の手続、酒類行政に関係するもの
- ③ 個々の財産の評価や取引等価額の算定・妥当性の判断に関するもの
- ④ 実地確認や関係者への照会等による事実関係の認定を要するもの など

問2 照会者名は公表されるのですか。また、照会文書に記載した内容は全て公表されるのですか。

答 照会者名については、照会者から公表の申出がない限り、公表されることはありません。照会文書に記載した内容については、そのまま公表されるものではありませんので、公表内容については、担当部署にご相談ください。

(注) 同業者団体等からの照会については、照会者名も公表されます。

問3 文書回答の対象とならない場合には、何も回答してもらえないのですか。

答 最終的に文書回答を行わない場合であっても、内容を審査して、口頭による回答が可能な事前照会については、口頭による回答を行います。ただし、実地確認や関係者への照会等による事実関係の認定を要するものなどは口頭でも回答できないこと、また、照会内容によっては回答を一般的な事項に留めざるを得ない場合があることなどをご了承ください。

問4 照会してからどのくらいで回答してもらえるのですか。

答 回答は、受付窓口で受け付けた日から原則3か月以内*の極力早期に行うよう努めることとしています。ただし、例えば、照会内容が複雑であるもの等、照会の内容によっては、その期間内で回答できない場合もありますので、あらかじめご承知おきください。

* 「3か月以内」とは、審査に必要な追加資料の提出や、照会文書の補正に要した期間を除いた期間ですので、照会に当たっては、これらの期間等を考慮してご照会ください。

問5 その他文書回答手続の利用に当たって特に注意しておくべきことはありますか。

答 ○ 文書回答手続は納税者サービスとして行っているものであるため、回答内容は照会者の申告内容等を拘束するものではありません。したがって、回答がないことを理由に国税の申告期限等が延長されることはありません。また、回答内容に不服がある場合や国税の申告期限等までに回答がないことなどに不服がある場合であっても、不服申立ての対象とはなりませんのでご注意ください。

○ 最終的に文書回答ができるかどうかは、国税局等の審査の結果によります。したがって、場合によっては、税務署等での受付後に文書回答の対象にならないというご連絡をさせていただくことがありますのでご了承ください。

国税庁ホームページ【<https://www.ntago.jp>】では、上記のほかに詳細な照会手続や照会様式等を掲載していますので、ご利用ください。また、文書回答手続による事前照会はe-Taxを利用できますので、ぜひご活用ください。

事前照会に対する
文書回答手続



e-Taxでの文書回答
手続の概要



「**文書回答手続**」は**e-Tax**を利用することができます！！

～文書回答手続をご利用ください～



文書回答手続について

国税局では、納税者の皆様から、**申告期限等の前に**「具体的な取引等に係る税務上の取扱い」に関して、文書による回答を求める旨の照会があった場合に、一定の要件の下に、文書により回答するとともに、他の納税者の予測可能性の向上に役立てていただくために、その照会及び回答の内容等を国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp/law/bunshokaito/O1.htm>】で公表しています。

現在公表されている
文書回答事例はこちら



文書回答手続に係る書類が**e-Tax**で提出可能！

文書回答手続を利用する際に提出していただく「**取引等に係る税務上の取扱い等に関する事前照会**」の様式に必要事項を記入後、イメージデータ（PDF形式）に変換し、e-Taxソフトに組み込むことで、e-Taxで送信（提出）することができます。

「**取引等に係る税務上の取扱い等に関する事前照会**」の様式は、国税庁ホームページ又はe-Taxソフトから印刷できます。



e-Taxソフトを利用した提出方法は、二面をご覧ください。

文書回答手続の対象となるもの

国税に係る申告期限前（源泉徴収等の場合は納期限前）の照会が対象となります。また、実際に行われた取引等に関する照会のほか、将来行う予定の取引等に関する照会で個別具体的な資料の提出が可能なものは対象となります。

ただし、次のものは対象となりません。

- ① 照会の前提とする事実関係について選択肢があるもの
- ② 調査等の手続、徴収等の手続、酒類行政に関するもの
- ③ 個々の財産の評価や取引等価額の算定・妥当性の判断に関するもの
- ④ 実地確認や関係者への照会等による事実関係の認定を要するもの など



文書回答手続の
紹介動画はこちら



照会に対する回答は、受付窓口で受け付けた日から原則3か月以内の極力早期に行うよう努めることとしています。

「3か月以内」とは、審査に必要な追加資料の提出や、照会文書の補正に要した期間を除いた期間ですので、照会に当たっては、**これらの期間等を考慮して余裕をもってご照会ください。**



e-Tax ソフトを利用した提出方法

二面

① PDF ファイルの作成

「取引等に係る税務上の取扱い等に関する事前照会」に必要な事項を記入後、イメージデータ（PDF ファイル）を作成

② 申請書情報の入力（「イメージデータで送信可能な手続」の入力）

e-Tax ソフトを起動し、「作成」をクリックし、「新規作成」をクリック

「手続の種類」に「申請・届出」、「税目」に「その他国税関係」を選択し、「次へ」をクリック

「イメージデータで送信可能な手続」を選択し、「次へ」をクリック

(略)

「イメージデータで送信可能な手続」を選択し、「帳票編集」をクリック

「申請手続名称」の入力項目をクリック

作成する対象の申請手続を検索し、選択後、「OK」をクリック

【申請手続の名称】
「取引等に係る税務上の取扱い等に関する照会（〇〇税）」

必要事項が入力されていることを確認し、「作成完了」をクリック

「署名可能一覧へ」から、「イメージデータで送信可能な手続」を選択し、「署名」をクリック

画面に従い、「署名」を行う。

③ PDF ファイルの組み込み・送信

PDF ファイル（参考資料を含む）を添付し、送信

e-Tax ホームページ

「取引等に係る税務上の取扱い等に関する事前照会」を e-Tax で送信する方法の詳細については、e-Tax ホームページ【https://www.e-tax.nta.go.jp/tetsuzuki/tetsuzuki_unsupported.htm】をご覧ください。



送信方法の詳細はこちら

事前準備、送信方法などに関するお問合せ



e-Tax ソフトの事前準備、送信方法、エラー解消などに関するご質問は、e-Tax・作成コーナーヘルプデスクへお問い合わせください。

ヘルプデスクの受付時間は、月曜日～金曜日の9時～17時（土日祝日等及び12月29日から1月3日までを除きます。）です。

ナビダイヤル（一般の固定電話の場合：全国一律市内通話料金）
0570-01-5901

※ 文書回答手続の詳細は、国税庁ホームページの「事前照会に対する文書回答手続」【<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/sodan/kobetsu/bunsho/01.htm>】をご覧ください。



手続詳細はこちら

ご存じですか？電子取引データの保存方法

令和6年1月以降、**全ての事業者は、電子取引データをデータのまま保存することが義務化**されています

(※ 申告所得税・法人税に限る)

保存すべき電子データとは？



◆ 紙でやり取りしていた場合に保存が必要な情報が含まれる電子データ

- 電子メールにより請求書や領収書等のデータ（PDFファイル等）を受領
- インターネットからダウンロード等した請求書や領収書等のデータ（PDFファイル等）を利用
- 電子メールにより請求書や領収書等のデータ（PDFファイル等）を送付
- 自社のインターネットHPで請求書や領収書等のデータ（PDFファイル等）を提供



※ 受け取った場合だけでなく、送った場合についても保存が必要です。

いずれかに☑がつけた場合には、その電子データについて、次の要件を満たした上で保存することが必要です。

- ① 改ざん防止のための措置をとる（詳細は裏面①へ）
- ② 「日付・金額・取引先」で検索できるようにする（詳細は裏面②へ）

税務調査等の際に電子取引データの「ダウンロードの求め（税務職員にデータのコピーを提供すること）」に応じることができるようにしている場合であって、以下のいずれかに該当する方は②の「日付・金額・取引先」での検索要件は不要です。

- ・ 令和6年1月1日以後にやり取りした電子取引データについて、2年(期)前の売上高が5,000万円以下である方
- ・ 電子取引データをプリントアウトした書面を、取引年月日その他の日付及び取引先ごとに整理された状態で提示・提出することができるようにしている方（令和6年1月1日以後にやり取りした電子取引データについて適用）

- ③ ディスプレイ・プリンタ等を備え付ける

システムの整備が間に合わない場合は？

電子取引データの保存について猶予措置が整備されています

次の(1)と(2)の要件をいずれも満たしている場合、改ざん防止や検索機能などの対応は不要となり、電子取引データを単に保存するだけでよいこととされました。

※ 令和6年1月1日以後にやり取りした電子取引データについて適用

- (1) 保存時に満たすべき要件に従って電子取引データを保存することができなかったことについて、所轄税務署長が相当の理由があると認める場合（事前申請等は不要）
- (2) 税務調査等の際に、電子取引データの「ダウンロードの求め」及びその電子取引データをプリントアウトした書面の提示・提出の求めにそれぞれ応じることができるようにしている場合

① 「改ざん防止のための措置をとる」とは？

◆ 次の1～4の**いずれかの対応**が必要です。

- 1 タイムスタンプが付与されたデータを受け取る
- 2 保存するデータにタイムスタンプを付与する
- 3 履歴が残るシステム又は訂正削除ができないシステムでデータを授受・保存する
- 4 **改ざん防止に関する事務処理規程を作成し運用する**

システム費用等をかけずに導入できる「改ざん防止に関する事務処理規程」については、**国税庁HPでサンプルを掲載しています**ので、ひな形としてご活用ください。

国税庁HPはこちら→



② 「日付・金額・取引先で検索できるようにする」方法とは？

◆ 専用システムや会計ソフト等を導入せずとも、「**日付・金額・取引先**」で検索できる次の**いずれかの方法**でも、検索機能を確保していることになります。

1 表計算ソフト等で索引簿を作成する方法

表計算ソフト等で「**日付・金額・取引先**」を入力し、索引簿を作成しておくことで表計算ソフト等の機能を使って検索する方法

2 規則的なファイル名を付す方法

データのファイル名に規則性をもって「**日付・金額・取引先**」を入力し、特定のフォルダに集約しておくことで、フォルダの検索機能が活用できるようにする方法

連番	日付	金額	取引先	備考
1	20230118	100000	A社	請求書
2	20230124	200000	B社	契約書
3	20230201	100000	A社	領収書
⋮				
50	20231231	500000	C社	請求書

(例)

2023年1月31日に、(株)AからPDFファイルで受け取った100,000円の請求書なら、「20230131_100000_(株)A」



- 20230131_100000_(株)A.pdf
- 20230303_180000_(株)B.msg
- 20230424_350000_(株)C.pdf

次の制度の導入も併せてご検討ください。

電子帳簿等保存

税法上保存が必要な帳簿や書類をパソコンなどで作成した場合に、プリントアウトせずにデータのまま保存することができます。

また、下記の要件を満たした「**優良な電子帳簿**」を備付け及び保存をすることで、様々な特典を受けることができます。



スキャナ保存

一定の要件を満たすことで紙の請求書、領収書やレシート等をスキャナまたはスマホのカメラ機能で電子データ化し保存することができます。



優良な電子帳簿に関する過少申告加算税の5%軽減措置等について

申告所得税・法人税・消費税に関する帳簿について、モニター・説明書等の備付け等の要件に加え、①～③の全てを備えている場合には、その帳簿に関連する過少申告があっても**過少申告加算税が5%軽減される措置**や**青色申告特別控除(65万円)**の適用を受けることができます。

- ① 訂正削除履歴の保存
- ② 帳簿間の相互関連性
- ③ 取引等の日付・金額・取引先に関する検索機能

届出書はこちら→



注意点!!

- ・ 軽減措置の適用を受けるためには、あらかじめ**届出書を提出**する必要があります
- ・ 適用を受けるためには、軽減措置の対象となる帳簿の範囲に記載されるすべての取引について**優良な電子帳簿の要件を満たして記録**する必要があります

電子帳簿等保存制度について、より詳しい情報を知りたい方は、**国税庁HP**をご確認ください。

国税庁HPはこちら→



システム導入が
難しくても
大丈夫！！

令和6年1月からの 電子取引データの保存方法

今までは電子取引データをプリントアウトした書面を整理してファイリングしていたけれど、**令和6年1月からは**どうすればいいんだろう。



以下の【可視性の確保】と【真実性の確保】を満たしていただく必要がありますが、難しいことはありません。

【可視性の確保】

- ① モニター・操作説明書等の備付け
- ② 検索要件の充足



まずは、①と②を満たしていただく必要があります。ただし、「2課税年度前の売上高が5,000万円以下の方」、または「**電子取引データをプリントアウトして日付及び取引先ごとに整理されている方**」は、電子取引データの「ダウンロードの求め」に応じることができるようにしていれば、②の要件は不要となります。



仕事で使っているからパソコンや操作マニュアルはあるし、プリントアウトした書面を整理してファイリングしているわ。

可視性
OK



【真実性の確保】

専用のシステムなどを導入していないのだけれど、どうすればいいんだろう。



不当な訂正削除の防止に関する事務処理規程を制定し、遵守する。



その場合であっても、「**ルールを決めて守っていただくこと**」で満たすことが可能です。事務処理規程のサンプルは、国税庁HPに掲載していますので、参考にしてください。

事務処理規程を制定すればいいのね！

真実性
OK



そして、今まではプリントアウトした後に電子取引データを消していたけれど、**令和6年1月からは消さずに保存する**必要があるのね。



そのとおりです。
電子取引データが原本ですので、これをそのまま保存してください。



準備が間に合わない場合はどうしたらいいの?? ➡ 裏面へ



準備が間に合わない場合はどうしたらいいの？

人手が足りなくて、令和6年1月までに事務処理規程の制定などの準備が間に合いそうにないな。



(1)と(2)を満たす場合には、**電子取引データを保存しておくだけで大丈夫**です。



(1) 電子取引データ保存の一定のルールに従って電子取引データを保存することができなかったことについて、所轄税務署長が相当の理由があると認める場合（事前申請等は不要です。）

「人手不足」はこれを満たすんだな。



はい。ほかにも、「システム整備が間に合わない」「資金不足」など、幅広い理由で認められますよ。

(2) 税務調査等の際に、

- 電子取引データのダウンロードの求め 
 - 電子取引データをプリントアウトした書面の提示・提出の求め 
- にそれぞれ応じることができるようにしている場合



電子取引データを消さずに保存しつつ、**税務調査などの際に、電子取引データや電子取引データをプリントアウトした書面を渡せるように**しておけばいいのか。



そのとおりです。ご対応をよろしくお願いいたします。

なお、保存する電子取引データの範囲は、これまで書面で保存しているものと変わりありません。



※ 令和4年度税制改正で措置された「宥恕措置」は、適用期限（令和5年12月31日）をもって廃止されます。

もっとくわしく知りたい、経理のデジタル化を進めたいときは？

電子帳簿保存法の取扱通達・Q&A・説明動画や各制度のポイントがわかるパンフレットなどを国税庁ホームページの「[電子帳簿等保存制度特設サイト](#)」に掲載しています。

こちらから特設サイトにアクセスできます

